

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 監事 2人</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、当該業務を掌理する理事に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた理事は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 副学長 (教学統括担当)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、当該業務を掌理する理事 <u>又は副学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた理事 <u>又は副学長</u>は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。</p>	<p>・ガバナンス体制強化に伴う改正</p> <p>・監事には大学が行う業務執行を監査する独立の立場を担保する必要があるため。</p> <p>ガバナンス体制強化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日経教規程第19号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。